

奈良県教育委員会教育長訓令第十七号

教育委員会事務局

学校以外の教育機関

奈良県教育委員会事務決裁規程（昭和四十一年九月奈良県教育委員会教育長訓令甲第五号）の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から施行する。

平成二十年三月三十一日

奈良県教育委員会教育長 矢和多 忠 一

第三条第一項中「教育次長」を「理事、教育次長」に改め、同条第二項中「人権教育課長」を「人権・社会教育課長」に改める。

第五条第一項中「主務教育次長」を「理事又は教育次長」に改め、同条第二項中「及び主務教育次長」を「、理事及び教育次長」に改める。

第六条中「教育次長」を「理事又は教育次長」に改める。

別表第一表題中「教育次長」を「理事、教育次長」に改め、同表中「教育次長専決事項」を「理事及び教育次長専決事項」に改める。